

令和4年

3月定例会を終えて

3月7日から23日までの17日間で開催

令和4年度当初予算案をはじめ40議案を審議し、39議案を可決した。(1議案は撤回)

一般会計予算は83億3千万円余と過去2番目の大型予算となった。

昨年7月発生した豪雨災害の復旧事業が8億6千万円余と、例年の土木費総額に迫る。道路改良などは計画を先送りし、災害復旧を優先させる。

森林資源を活用する定住促進住宅建設と新築住宅支援2事業、「子ども広場」整備の先駆けとなる来島交流センター敷地内への公園整備など、2年目を迎えた塚原町政の公約実現への意欲が垣間見える。

コロナ禍で厳しい状況にある町民と町内事業者を支援する「元氣回復券事業」の第3弾を実施する。

ロシアのウクライナ侵攻により、多くのウクライナ国民が銃火の下で生命の危険にさらされている事態を看過することはできず、町議会として抗議文を提出および主食用米の需要低下と価格下落への対策を求める意見書を議決した。

可決した主な議案

条例関係

飯南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定など11件

補正予算

令和3年度飯南町一般会計補正予算(第11号)など4件

予算

令和4年度飯南町一般会計予算など7件

諸議案

・住宅使用料に関する権利(債権)の放棄など3件
・公の施設(谷笑楽校)の指定管理者の指定など9件

・雲南市・飯南町事務組合と出雲市との可燃性一般廃棄物処理事務委託の廃止など3件

議員提出議案

・ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議
・新型コロナウイルスによる主食用米の需要低下と価格下落への対策を求める意見書

陳情

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情

「陳情者」島根県労働組合総連合 議長 村上一
「付託委員会」 教育経済常任委員会
「審査の結果」 継続審査

令和4年度 一般会計予算 83億3580万円

一般会計・特別会計・事業会計の総額は

113億2140万円

会計名	予算総額	
一般会計	83億3580万円	
特別会計	国民健康保険事業	6億5787万円
	後期高齢者医療事業	1億8133万円
	介護保険サービス事業	3234万円
	病院事業会計	12億4725万円
	簡易水道事業会計	3億6731万円
	下水道事業会計	4億9950万円

【令和3年度 各会計補正予算】

災害復旧工事費の年度内実施見込みによる7億4550万円の減額、元氣回復券事業実施に伴う5100万円の増額など

一般会計 7億3560万円減額

会計名	補正予算額	予算総額	
一般会計	△7億3560万円	97億1615万円	
特別会計	国民健康保険事業	51万円	6億2672万円
	病院事業会計	△279万円	12億7943万円
	下水道事業会計	528万円	5億3614万円

新型コロナウイルス禍による主食用米の需要低下と価格下落への対策を求める意見書

コロナ禍による主食用米の需要低下により、昨年10月末には古米の在庫が60万トンに及ぶと試算され、36万トンの減産が実行されたとしても、その効果が消滅しかねない。令和3年産米が暴落し、このまま過剰在庫米を放置すれば令和4年産米価格も下落が予想される。

コロナ禍で、学校給食、ホテル・旅館等の宿泊飲食業界で消滅した需要減少分が大量の在庫を生み、新米の行き場がない状況にある。国は、この過剰在庫を市場から隔離し、責任を果たすべきであり、特別な隔離対策を求める。3年連続の米価下落となれば、大規模経営でも米作りから撤退することになりかねない。

こうした状況や、燃料・肥料・農薬等の価格高騰、度重なる自然災害の発生で、生産者の意欲低下が懸念されることから、当町では「主食用米次期作継続応援金」を交付し緊急に対応したが、継続的な実施は財政上難しい状況にある。

ついでには、生産者の不安を払拭し、今後の経営継続を維持・支援するため、下記の事項の実現を緊急かつ強く要請する。

記

1、主食用米の需給緩和にかかる緊急対策の措置について

(1)販売した令和3年産米に対して、生産者へ助成措置を講じる等の支援策を実施すること。

(2)外国産米(ミニマムアクセス米)は、国産米の需給状況に応じて輸入数量の抑制を直ちに実行すること。

(3)過剰米をコロナ禍による生活困窮者、学生などへの食糧支援に活用すること。

2、今後の主食用米生産の維持・発展にかける対策について

(1)今回の需給緩和による米価下落は、コロナ禍による需要減退が原因であることから、効果的な需要喚起策や過剰在庫の処理を、国が責任を持って行うこと。

(2)令和4年産に向けた生産者の意欲向上対策を講ずること。

(3)米の消費喚起を全国的に展開し、需要と供給が安定する仕組み作りを関係機関一体となって行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月23日

島根県飯南町議会

ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議

ロシアは、2月24日以来、何ら正当な理由なく隣国ウクライナに軍事侵攻し続けている。これは国際社会の平和と秩序の維持に対する明白かつ重大なる挑戦であり、まさしく侵略行為以外の何物でもない。

たとえいかなる異論や不満があろうとも、ひとつの国が力で相手の国を圧殺しようとするなど言語道断である。飯南町議会は、多様な価値観を互いに尊重し合い、民主的な言論を通じて社会の健全な発展を目指すことを旨としており、そうした議会の立場としてかかる暴挙を見過すことはできない。

ロシア政府が軍による攻撃を即時かつ無条件に停止し、ウクライナ全土から撤退するよう強く求めるとともに、平和の回復へ向けて国際法に則った誠意ある対処をするよう、強く求める。

併せて、日本国政府は邦人の安全確保はもとより、事態の解決に向け、国際社会における我が国の地位にふさわしい積極的な対応を尽くすよう求める。以上、決議する。

令和4年3月11日

島根県飯南町議会